

令和7年3月21日  
総務企画局人事部人事課

## 職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 1 職員のパワー・ハラスメント

- (1) 職 員 環境局 部長 (50代)
- (2) 処分の内容 減給 (1/10) 6月
- (3) 処分事由

当該職員は、令和4年度に現所属に着任して以降、部下職員への指導の際に強い口調で叱責する等の威圧的な言動を行ったとして、部下職員への指導方法を改善するよう上司等から繰り返し指導を受けていたにもかかわらず、部下職員に対して、協議の場で睨みつける、机を叩きながら叱責する等のパワー・ハラスメントを行ったもの。

### (4) 管理監督者の処分

- ① 処分の内容  
局長級職員：口頭訓戒
- ② 処分事由  
部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

**【問合せ先】**

人事課長 吉村、人事第2係長 野口

電話：711-4121 (内線1351)